

空き家登録～契約までの流れについて

1. 相談

申請する前に、まずは担当窓口までお気軽にご相談ください！！



【事前にご確認いただきたいこと】

- 所有者が複数いらっしゃる場合、所有者全員の同意はありますか？
- 土地や建物の登記状況を確認してください

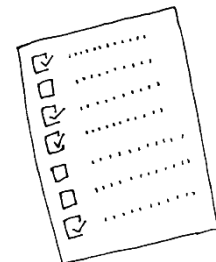
※登記に抵当権・根抵当権が設定されている物件、未登記の物件は登録することが出来ません。登記の状況によって、相続、所有者移転、用途変更などの手続きが必要になる場合があります。

(登記の手続きに係る費用は所有者負担になります)

2. 空き家バンクへの登録申請

申請時に提出いただく書類

- 広尾町「空き家バンク」登録申請書（別記様式第1号）
- 同意書（別記様式第2号）
- 情報公開開示内容確認書（別記様式第3号）
- 固定資産税納税証明書又は固定資産税課税明細書（個人情報等の取得に同意いただいた場合は不要です）
- 登記事項証明書の写し
- 物件の写真
- 物件の位置が確認できる書類（地図や公図など）
- 不動産業者に管理・仲介を委任している場合は契約書の写し



3. 物件調査

- 申請書の内容をもとに、担当職員が空き家の調査（建物の安全性等の確認）を行います。当日は、立会をお願いします。また、ホームページに公開する内観の写真も撮影させていただきます。



4. 登録・空き家情報の公開

- 物件調査の結果、安全性等に問題がなければ登録を行います。同時に、空き家バンク利用希望者への案内やホームページ等へ情報を掲載します。

5. 利用希望者の対応

- 登録した物件に利用希望の申し出があった場合、対応をお願いします。
- 利用希望者が物件の見学を希望する際は、立会をお願いします。
- 見学の際には、空き家に関する重要事項（修繕が必要な場所や使用にあたり特別な条件等）がある場合は、必ず説明してください。
- 見学の際、担当職員が利用希望者に物件所在地の地域周辺や地域の方々（町内会長等）へ紹介する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※登録時に不動産業者へ仲介を希望した場合は、対応・見学の立会の必要はありません。



6. 交渉・契約

- 所有者（不動産業者）と利用希望者で交渉・契約をしていただきます。役場（担当職員）は交渉・契約に一切関与しません。物件登録時に不動産業者へ仲介希望がない場合、所有者と利用希望者が直接やり取りすることになりますが、トラブル防止のために仲介をおすすめしています。

7. 交渉結果の報告

- 契約の成立・不成立に関わらず、町へ結果報告をお願いします。契約が成立した場合、空き家バンクの物件登録が解除され、ホームページ等での掲載が終了になります。



空き家バンクの登録は、賃貸や売買をお約束するものではありません。

利用者が決まるまで空き家の維持・管理は所有者が行うこととなります。